栃 木 市 業 務 委 託 契 約 書（案）

1 委託業務名　　栃木市立美術館受付・展示監視等業務委託

2 委 託 箇 所　　栃木市立美術館

3 履 行 期 間　　契約締結の日から令和１２年３月３１日まで
○準備期間　契約締結の日から令和９年３月３１日まで
○業務期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

4 契 約 金 額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　金　　円

5 契約保証金

上記の業務委託について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住所　　栃木市万町９番２５号
栃木市
氏名　　市長　　琴寄　昌男　　印

受　注　者　　住所

印

氏名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（業務の調査等）

第４条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

（一般的損害）

第５条　業務の実施に伴い生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第６条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第７条　受注者は、業務を完了したときは、発注者に対し遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から１０日以内

に受注者立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。ただし受注者が立会わないときは、受注者の立合いを得ずにこれを行うことができる。

3　受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。

4　前項の補正に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

（業務委託料の支払い）

第８条　本業務の委託料の支払い額は、　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）とする。ただし、各会計年度における委託料の支払い額は次のとおりとする。

令和９年度：　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
令和１０年度：　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）
令和１１年度：　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

2　受注者は、委託料の支払いを受けようとする月の業務を完了後、発注者に対し当該月分の委託料を請求するものとする。

3　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に支払わなければならない。

（契約の変更）

第９条　発注者は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2　前項の規定により、契約金額、その他の契約内容を変更するときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（発注者の解除権）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　契約の締結又は履行について不正があったとき
(2)　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
(3)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(4)　受注者が故意又は重大な過失により、発注者に損害を与えたとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の規定による契約解除により生じた損害について、発注者に対しその損失補償を求めることができない。

（談合その他不正行為による解除）

第１１条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。また発注者は、受注者が発注者を当事者とする他の契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときも、この契約を解除することができるものとする。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定

により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第７７条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3)　受注者が、独占禁止法第７７条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前条第２項から第３項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第１２条　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約を履行することができなくなったときは、発注者に対し書面により、当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行中止を申し出ることができるものとする。

２　発注者は、前項の規定による申し出があったときは、当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行を中止することができるものとする。

３　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由による契約解除によって損害が生じたときは、発注者に損害賠償を請求することができるものとする。

（秘密の厳守）

第１３条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１４条　受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　受注者は、前項の規定により定めるほか、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第１５条　この契約の締結に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

（合意管轄裁判所）

第１６条　この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第１７条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報等取扱特記事項

（趣旨）

第１条　この個人情報等取扱特記事項（以下「特記事項」という。）は、個人情報を取り扱う業務の委託契約に関する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（基本事項）

第２条　この契約により、栃木市（以下「発注者」という。）から業務を受託し、個人情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令を遵守し、この契約により委託する業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いに当たっては、発注者の業務に支障が生じることがないよう、適正に取り扱わなければならない、

２　受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

３　受注者は、委託業務を履行するに当たって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、委託業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

５　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（管理体制の整備等）

第３条　受注者は、個人情報の適正な管理を実施する者として総括責任者を選定し、並びに作業場所を特定し、及び管理体制を整備するとともに、前条第３項の措置に係る管理規程又は個人情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

２　受注者は、前項に定める管理体制を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。管理体制を変更するときも、同様とする。

３　受注者は、情報処理業務を行う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（派遣契約）

第４条　個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（目的以外の利用及び第三者への提供の禁止）

第５条　受注者は、委託業務を履行するにあたって知り得た個人情報を、発注者から書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第６条　受注者は、委託業務を履行するにあたって発注者から貸与された個人情報が記載された文書、資料等を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の管理）

第７条　受注者は、委託業務に関する個人情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

（２）個人情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう管理すること。

（３）個人情報の格納又は処理を行うに当たって、発注者の指定する以外のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。

（再委託先の監督等）

第８条　受注者は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

４　受注者は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。

５　受注者は、第２項の再委託を行った場合は、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、履行の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

６　受注者は、再委託先に対し、発注者の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から第５項までの規定は、前項の規定による発注者の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（提供文書等の返還及び廃棄等）

第９条　受注者は、委託業務を履行するに当たって発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記載又は記録された文書等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第１０条　受注者は、契約履行中において、個人情報の取扱いの遵守状況について別紙「個人情報等取扱特記事項の遵守に関する報告書」により発注者に定期的に報告しなければならない。

（報告及び検査）

第１１条　発注者は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、受注者に対し、委託業務に関する個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及びその他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　受注者は、発注者から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時等における報告等）

第１２条　受注者は、発注者の提供した個人情報及び受注者、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した個人情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

２　受注者は、前項の場合においては、次に掲げる事項を行わなければならない。

（１）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

（２）発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

（３）発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

（４）発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

３　受注者は、第１項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

（契約解除及び損害陪償）

第１３条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害陪償の請求をすることができる。

（１）委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う個人情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

別紙

個人情報等取扱特記事項の遵守に関する報告書

年　　月　　日

栃木市長宛て

契 約 名			
契 約 日	年　　月　　日	履行期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
受 注 者	所　在　地　： 名　　称　： 代表者職氏名： 担当者氏名・連絡先電話番号：		

上記契約の個人情報の取扱状況に関して、下記のとおり報告します。

(1)不適正事案発生の有無	はい　いいえ
現状すでに個人情報の不適正な取扱いの事案が発生している。 （「はい」を選択した場合は、以下に具体的内容を記入） ・	□　□
(2)個人情報の管理体制	はい　いいえ
個人情報の取扱いについて内部規程を整備している。またはプライバシーマークを取得している。 （「はい」を選択した場合は、規程等のコピー又はプライバシーマークの取得状況が分かる書類のコピーを添付）	□　□
(3)責任者・従事者等の明確化	はい　いいえ
委託業務における個人情報保護総括責任者、作業責任者等を特定している。（「はい」を選択した場合は、名簿のコピーを添付）	□　□
(4)意識向上等の対策	はい　いいえ
個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識向上のため研修等を作業従事者に行った。 （「はい」を選択した場合は、以下に具体的対策、日付等を記入） ・	□　□
(5)事故対応	はい　いいえ
事故が発生した時の対応について、手順や方法を定めている。 （「はい」を選択した場合は、手順等のコピーを添付）	□　□
(6)再委託について	はい　いいえ
①再委託を行っている。 ②再委託を行っている場合、事前に市へ文書で協議している。 ③再委託を行っている場合、再委託先へ監督を行った。 （③で「はい」を選択した場合は、以下に日付等、実施の具体的内容を記入。「いいえ」を選択した場合は、以下に今後の予定を記入） ・	□　□ □　□ □　□
(7)その他個人情報の取扱い	はい　いいえ
仕様書及び特記事項に規定した個人情報の取扱いについて、遵守している。（「いいえ」を選択した場合は、以下に具体的内容を記入） ・	□　□